

B 1 - 1 2

5 年 保 存 (常)
(平成31年12月31日まで)

F N . B 1 - 5 - 0
鹿 生 企 第 1 0 7 号
平 成 2 6 年 3 月 1 7 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本 部 長
担当 地域連帯係 Ⅲ

安全・安心まちづくりの推進について（通達）

安全・安心まちづくりについては、「安全・安心まちづくりの推進について（通達）」（平成18年6月2日付け鹿生企第132号）及び「安全・安心まちづくりの推進に当たっての留意点について（通達）」（平成18年6月2日付け鹿生企第133号）（以下、これらを「旧通達」という。）に基づき推進してきたところであるが、犯罪のない、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するためには、これまで以上に地域住民、事業者、関係機関・団体、自治体等（以下「地域住民等」という。）が連携を深め、犯罪被害に遭いにくい環境の整備、安全・安心まちづくりを推進していくことが重要であるところ、旧通達を一部見直して整理統合したので、各所属長においては、引き続き下記事項に配意の上、安全・安心まちづくりに向けた取組を一層強化されたい。

なお、この通達は平成26年4月1日から施行し、旧通達は平成26年3月31日限り廃止する。

記

1 安全・安心まちづくりの意義

安全・安心まちづくりとは、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、犯罪防止に配慮した環境設計を行うことにより、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを推進し、もって、県民が安全に、安心して暮らせる地域社会とするための取組のことをいう。

2 安全・安心まちづくりにおける重要な視点

(1) 関係主体間の連携

安全・安心まちづくりの推進に当たっては、地域住民等が相互に連携することが最も重要であり、検討の場においても、町内会の代表者、自治体のまちづくり担当者、学校等のほか、学識経験者を交えて協議することが効果的な取組をする上で望ましい。

また、地域住民等が主体となって防犯診断や公共施設等の管理に参加するこ

とで、地域社会全体によるきめ細かな管理が可能となるほか、地域住民等がまちづくりに参加すること自体犯罪に対する抑止効果がある。

(2) 地域特性の尊重

地域には、駅前等で店舗や住宅等が混在している地域、中高層共同住宅の団地を含む地域、道路等が未整備のまま老朽化した木造建築物等が密集している地域、郊外に計画的に開発された一戸建て中心の地域等様々な類型があり、各地域の抱えている問題点を慎重に検討して取組を進めることが重要である。

(3) 長期的視点

本来まちづくりは息の長い取組であり、直ちには犯罪発生の減少につながらない部分もある。まちの体質改善には時間がかかることを認識して、長期的視点から粘り強く取り組んでいくことが求められる。

3 安全・安心まちづくり推進要領

(1) 公共施設を対象とした取組

道路、公園、駐車場・駐輪場等公共施設の整備・管理を行う自治体のほか、地域住民等と連携し、理解を得た上で必要な措置が講じられるよう努めること。

特に自治体に対しては、都市計画、都市再開発計画、大規模団地造成計画等の策定に際し、犯罪防止に配慮したまちづくりが反映されるよう促すこと。

推進に当たっては、別表1の「公共施設に係る防犯上配慮すべき事項」に基づき行うこと。

(2) 共同住宅を対象とした取組

共同住宅の建築に係る自治体関係部局、建築事業者等に対し、共同住宅における犯罪の発生状況、犯罪防止のために必要な構造・設備及び防犯設備の整備等の必要性について広報啓発活動を行い、これらの者の理解を得て防犯性に優れた共同住宅の建築・改善が図られるよう努めること。

推進に当たっては、別表2の「共同住宅に係る防犯上配慮すべき事項」に基づき行うこと。

4 推進上の留意事項

(1) 地域住民等に対する趣旨の説明

安全・安心まちづくりの取組に当たっては、設置者や管理者を始め、地域住民等に対し、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではないことに留意し、強制する趣旨と誤解されることのないよう、十分な理解を得た上で推進すること。

(2) 副次的効果を考慮した環境の整備

道路のガードレール、植栽等の設置は、主として安全な交通の確保、道路交通環境の整備等の必要性がある場合に設置するほか、落書き消しやゴミ拾い等は主として良好な環境整備のために行われるが、これらは、防犯上も副次的効果を有する場合もあることを念頭の上で環境の整備に努めること。

(3) 担当者の適正評価

警察幹部にあっては、地域住民等と連携して安全・安心まちづくりを推進する業務の重要性を認識し、これに当たる担当者の適正な評価及び賞揚に努めること。

別表1

公共施設に係る防犯上配慮すべき事項

	「人の目」の確保（監視性の確保）（注1）		犯罪企図者の接近の 制御（注3）
	照 度	見 通 し	
道 路	<p>① 夜間において人の行動を視認できるよう、光害にも注意しつつ防犯灯、街路灯等により必要な照度（注2）を確保する。</p> <p>② 照明が樹木に覆われたり汚損することにより予定した照度を維持できなくなるおそれがあるので、適時に点検する。</p> <p>③ 道路が暗い場合で防犯灯、街路灯等の新增設が難しいときには、沿道住民の理解と協力を得て、門灯等の活用も検討する。</p>	<p>① 道路における植栽について、計画の段階から、通行人や周辺住民からの見通しに配慮して、配置や樹種の選定にあたるものとする。（例 ○視線の高さよりも上に樹冠のある高木や視線よりも低い樹種を選定する。○視線を連続してさえぎらない配置などを考慮する。○適時に点検し、必要に応じて剪定等の樹木管理を行う。）</p> <p>② 住宅、学校等の困障は、ブロック塀はできる限り避け、柵など見通しのよいものにする。</p> <p>③ 狭い道路に面した家屋は、建替え等の際に壁面を後退させると道路空間の見通しがよくなり、交通安全、防災及び防犯に有効である。角地の隅切りも効果がある。</p> <p>④ 地下道等で犯罪発生の危険が大きいものについては、できる限り防犯カメラその他の防犯設備を設置する。</p>	<p>特にひったくりの被害が多い道路については、犯罪企図者がオートバイに乗ったまま歩行者に接近するのを防止するのが犯罪抑制に効果的である。安全な交通の確保の観点から必要な範囲においてガードレールの設置、道路交通環境の整備等の観点から必要な範囲において植栽の設置その他の適切な方法により接近の制御を図る。</p>
公 園	<p>① 夜間において人の行動を視認できるよう、光害にも注意しつつ防犯灯等により必要な照度（注2）を確保する。</p> <p>② 照明が樹木に覆われたり汚損することにより予定した照度を維持できなくなるおそれがあるので、適時に点検する。</p>	<p>① 公園の周囲における植栽について、計画の段階より、通行人や周辺住民からの見通しに配慮して、配置や樹種の選定にあたる。（例 ○視線の高さよりも上に樹冠のある高木や視線よりも低い樹種を選定する。○視線を連続してさえぎらない配置などを考慮する。○適時に点検し、必要に応じて剪定等の樹木管理を行う。）</p> <p>② 公園の内部においても、植栽、遊具等により見通しの悪い空間ができないように配慮する。特に公衆便所は危険の大きい場所になりがちであるので、周辺の道路、住宅等からの見通しを確保する。</p> <p>③ 公衆便所については、建物の入口付近及び内部において人の顔、行動を明確に識別できる程度以上の照度（注4）を確保する。</p>	
駐 車 場 駐 輪 場	<p>① 夜間において人の行動を視認できるよう、光害にも注意しつつ必要な照度（注2・注5）を確保する。</p> <p>② 照明が汚損する等により予定した照度を維持できなくなるおそれがあるので、適時に点検する。</p>	<p>駐車場・駐輪場の外周のフェンス、柵等はできる限り見通しのよいものとして周囲からの見通しを確保するとともに、管理者が常駐若しくは巡回し、又は防犯カメラその他の防犯設備を設置する。</p>	<p>駐車場・駐輪場については、その外周に柵等により周囲と区分し、可能であれば出入口には自動ゲート管理システムの設置、管理人の配置等を行う。ただし、その柵等が隣接家屋の2階等への侵入経路とならないよう注意する。</p>

- その他
- ① 犯罪の多い地区の公共施設等においては、緊急通報装置、防犯ベル等の設置を推進する。公衆便所の各個室など犯罪発生の危険が大きいものについては、できる限り防犯ベル（注6）を設置する。
 - ② 低コストで高い照度を得られる照明設備の開発・導入に努める。
 - ③ 地区に対する住民等の帰属意識・共同意識の向上（領域性の強化）（注7）
 - 地域住民が愛着を持って利用し、自発的に維持管理に参加するような施設は、犯罪の抑制に効果的であると考えられるため、道路等の植栽、公園の整備・管理等において、ワークショップによる計画づくり等を含めてできる限りの住民参加を促進する。その際、軽微な犯罪であっても放置されれば地域全体の治安の悪化につながるとの考えに沿って、落書き消しやゴミの不法投棄への対応等も行う。
 - 住宅地における侵入窃盗その他の犯罪防止効果に鑑み、通過交通の抑制、道路空間を通じた地域のコミュニティ意識の活性化等が必要な場合に「コミュニティ道路」（注8）等の整備を積極的に行う。
 - 問題意識の共有を図るため、当該地区の公共的な空間における犯罪の発生状況その他の具体的な情報について、被害者のプライバシー等に配慮しつつ、地域の住民及び自治体等に積極的に提供する。

- （注1）多くの人の目（視線）を自然な形で確保し、犯罪企図者に「犯罪行為を行えば第三者に目撃されるかも知れない。」と感じさせることにより犯罪抑止を図る。このため、具体的に留意すべき事項を掲げた。
- （注2）「人の行動を視認できる。」ためには、4m先の人の挙動、姿勢等が識別できることを前提とすると、平均水平面照度（地面又は床面における平均照度。以下同じ。）が概ね3ルクス以上必要である。
- （注3）犯罪企図者が被害対象者・対象物に接近することを妨げることにより犯罪の機会を減少させる。このため、具体的に留意すべき事項を掲げた。
- （注4）「人の顔、行動を明確に識別できる」ためには、10メートル先の人の顔及び行動が明確に識別でき、誰であるか明確に分かることを前提とすると、平均水平面照度が概ね50ルクス以上必要である。
- （注5）駐車場法施行令第13条では、自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の建築物である路外駐車場の照明装置に関して、①自動車の車路の路面10ルクス以上、②自動車の駐車のために供する部分の床面2ルクス以上と規定している。
- （注6）「防犯ベル」とは、犯罪の発生のおそれがある場合等非常の場合において、押しボタンをおすことによりベルが吹鳴する、赤色灯が点灯する等の機能を有する装置をいう。
- （注7）住民等が「我々のまち」であるという強い意識を持ち、強固なコミュニティを形成するとともに地区の施設等の十分な維持管理を行うことを通じ、住民等による防犯活動を活発化させるとともに、犯罪企図者に「立ち入れば部外者として目立ってしまう」と意識させて犯罪抑止を図る。このため、具体的に留意すべき事項を掲げた。
- （注8）周辺に通過交通を処理する幹線道路が整備されている地区の道路において、通過交通の進入を抑制し、歩行者等が安全かつ快適に通行できる交通環境を形成するため、歩道部の幅員を広くとる、車道部分をジグザグに変化させるなどして整備される歩行者優先の道路をいう。

共同住宅に係る防犯上配慮すべき事項

共用部分	共用出入口	<p>① 周囲からの見通しが確保された位置等にあること。</p> <p>② 共用玄関は、各住戸と通話可能なインターホンとこれに連動した電気錠を有した玄関扉によるオートロックシステムが導入されたものであることが望ましい。</p> <p>③ オートロックシステムが導入されている場合には、共用玄関以外の共用出入口は、扉が設置され、当該扉は自動施錠機能付き錠が設置されたものであること。</p> <p>④ 共用玄関は、人の顔、行動を明確に識別できる程度以上の照度（注1）が確保されたものであること。また、共用玄関以外の共用出入口は、人の顔、行動を識別できる程度以上の照度が確保されたものであること。</p>
	管理人室	共用玄関、共用メールコーナー（宅配ボックスを含む。以下同じ。）及びエレベーターホールを見通せる位置、又はこれらに近接した位置にあること。
	共用メールコーナー	<p>① 共用玄関付近からの見通しが確保された位置等にあること。</p> <p>② 人の顔、行動を明確に識別できる程度以上の照度（注1）が確保されたものであること。</p>
	エレベーターホール	<p>① 共用玄関付近からの見通しが確保された位置等にあること。</p> <p>② 人の顔、行動を明確に識別できる程度以上の照度（注1）が確保されたものであること。</p>
	エレベーター	<p>① かご内に防犯カメラが設置されたものであること。</p> <p>② 非常の場合において、押しボタン等によりかご内から外部に連絡又は吹鳴する装置が設置されたものであること。</p> <p>③ かご及び昇降路の出入口の戸は、外部からかご内を見通せる窓が設置されたものであること。</p> <p>④ かご内は、人の顔、行動を明確に識別できる程度以上の照度（注1）が確保されたものであること。</p>
	共用廊下 共用階段	<p>① 周囲からの見通しが確保された構造等を有するものであることが望ましい。</p> <p>② 人の顔、行動を識別できる程度以上の照度（注2）が確保されたものであること。</p> <p>③ 共用階段は、共用廊下等に開放された形態であることが望ましい。</p>
	自転車・オートバイ置場	<p>① 周囲からの見通しが確保された構造等を有するものであること。</p> <p>② チェーン用パーラックの設置等盗難防止に有効な措置が講じられたものであること。</p> <p>③ 人の行動を視認できる程度以上の照度（注3）が確保されたものであること。</p>
	駐 車 場	<p>① 周囲からの見通しが確保された構造等を有するものであること。</p> <p>② 人の行動を視認できる程度以上の照度（注3）が確保されたものであること。</p>
	歩道・車道等の通路	<p>① 周囲からの見通しが確保された位置にあること。</p> <p>② 人の行動を視認できる程度以上の照度（注3）が確保されたものであること。</p>
	児童遊園、 広場又は緑地等	<p>① 周囲からの見通しが確保された位置にあること。</p> <p>② 人の行動を視認できる程度以上の照度（注3）が確保されたものであること。</p> <p>③ 塀、柵又は垣等は、周囲からの見通しが確保されない死角の原因とならないものであること。</p>

専用部分	住戸の玄関扉	① 防犯建物部品等(注4)の扉(枠を含む。)及び錠が設置されたものであること。 ② ドアスコープ等及びドアチェーン等が設置されたものであること。
	インターホン	① 住戸玄関の外側との間の通話機能を有するものであること。 ② 管理人室が置かれている場合には、管理人室との間の通話機能を、また、オートロックシステムが導入されている場合には、共用玄関扉の電気錠と連動し、共用玄関の外側との間の通話機能を有するものであることが望ましい。
	住戸の窓	① 共用廊下に面する住戸の窓(侵入のおそれのない小窓を除く。以下同じ。)及び接地階に存する住戸の窓のうちバルコニー等に面するもの以外のものは、防犯建物部品等(注4)のサッシ及びガラス(防犯建物部品等(注4)のウィンドウフィルムを貼付したものを含む。以下同じ。)、面格子その他の建具が設置されたものであること。 ② バルコニー等に面する住戸の窓のうち侵入が想定される階に存するものは、防犯建物部品等(注4)のサッシ及びガラスその他の建具が設置されたものであること。
	バルコニー	① 縦樋、手摺り等を利用した侵入の防止に有効な構造を有するものであること。 ② バルコニーの手摺りは、見通しが確保されたものであることが望ましい。

(注1)「人の顔、行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度をいい、平均水平面照度(床面又は地面における平均照度。以下同じ。)が概ね50ルクス以上のものをいう。

(注2)「人の顔、行動を識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が識別でき、誰であるかわかる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね20ルクス以上のものをいう。

(注3)「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね3ルクス以上のものをいう。

(注4)「防犯建物部品等」とは、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が公表している「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載された建物部品など、工具類等の侵入器具を用いた侵入行為に対して、① 騒音の発生を可能な限り避ける攻撃方法に対しては5分以上、② 騒音の発生を許容する攻撃方法に対しては、騒音を伴う攻撃回数7回(総攻撃時間1分以内)を超えて、侵入を防ぐ性能を有することが、公正中立な第三者機関により確かめられた建物部品をいう。